

大磯町 まちづくり基本計画

後期計画



令和8年3月

もくじ

第1章 「大磯町まちづくり基本計画」の見直しについて	1 - 1
1-1 まちづくり基本計画の概要	1 - 2
1-2 今回の見直しの位置づけ	1 - 2
1-3 まちづくり基本計画の構成	1 - 3
1-4 今回の見直しの考え方	1 - 4
第2章 見直し後の全体構想	2 - 1
2-1 まちの将来像とまちづくりの基本理念	2 - 2
2-2 大磯らしさを守り育むまちづくりの方針	2 -10
2-3 全体構想を実施する具体的な取り組み	2 -11
第3章 見直し後の地域別構想	3 - 1
3-1 地域別構想の区分	3 - 2
3-2 大磯地域	3 - 3
3-3 小磯地域	3 -15
3-4 国府南地域	3 -27
3-5 国府北地域	3 -39

第1章

「大磯町まちづくり基本計画」の 見直しについて



第1章 「大磯町まちづくり基本計画」の見直しについて

1-1 まちづくり基本計画の概要

大磯町まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）は、大磯町まちづくり条例に位置づけられた計画で、都市計画法に基づく市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）を包含しています。この計画は町の土地利用計画の基本となるとともに、大磯町総合計画の実現を支えるまちづくりの基幹的な計画です。

現行のまちづくり基本計画（令和3年3月）の策定にあたっては、アンケート調査や町民ワークショップ、説明会などを実施し、町民の皆様とともに計画を作り上げてきました。こうした過程を通じて寄せられた多くのご意見を計画に反映しています。

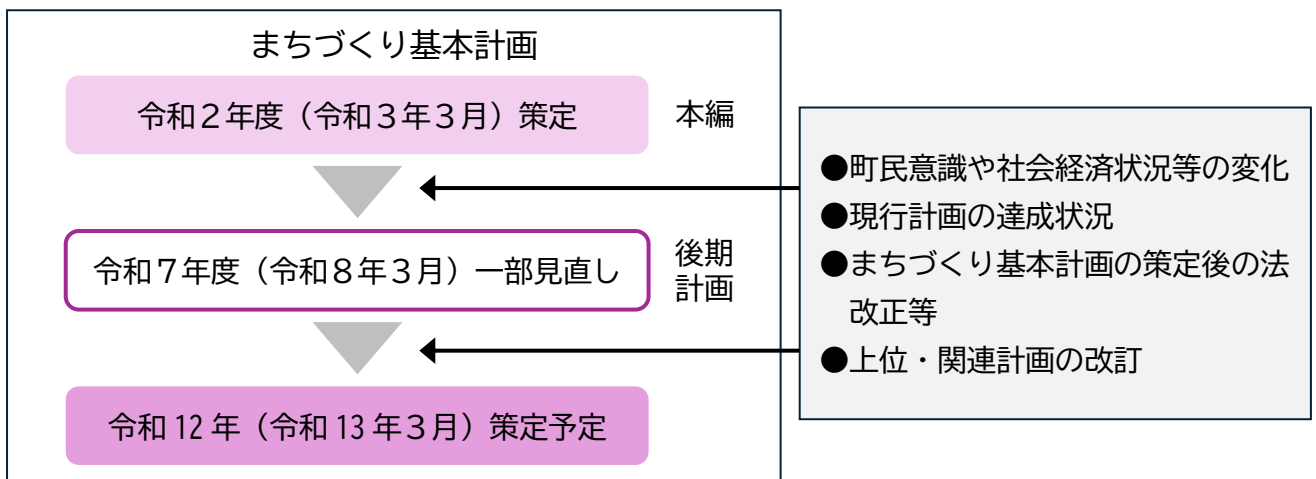
また、計画では、大磯らしいまちづくりの目標を示す「全体構想」と、「全体構想」に基づく地域のまちづくりの目標を示す「地域別構想」をあわせて示しています。

1-2 今回の見直しの位置づけ

現行のまちづくり基本計画は令和12年度を目標年次として策定していますが、これまでの5年間における社会経済情勢の変化などを踏まえ、引き続き、将来都市像の実現に向けた取り組みを継続するため、計画の一部を見直します。

現行のまちづくり基本計画（本編）は継続するものとし、今回の見直しは「一部見直し版」として「後期計画」とします。

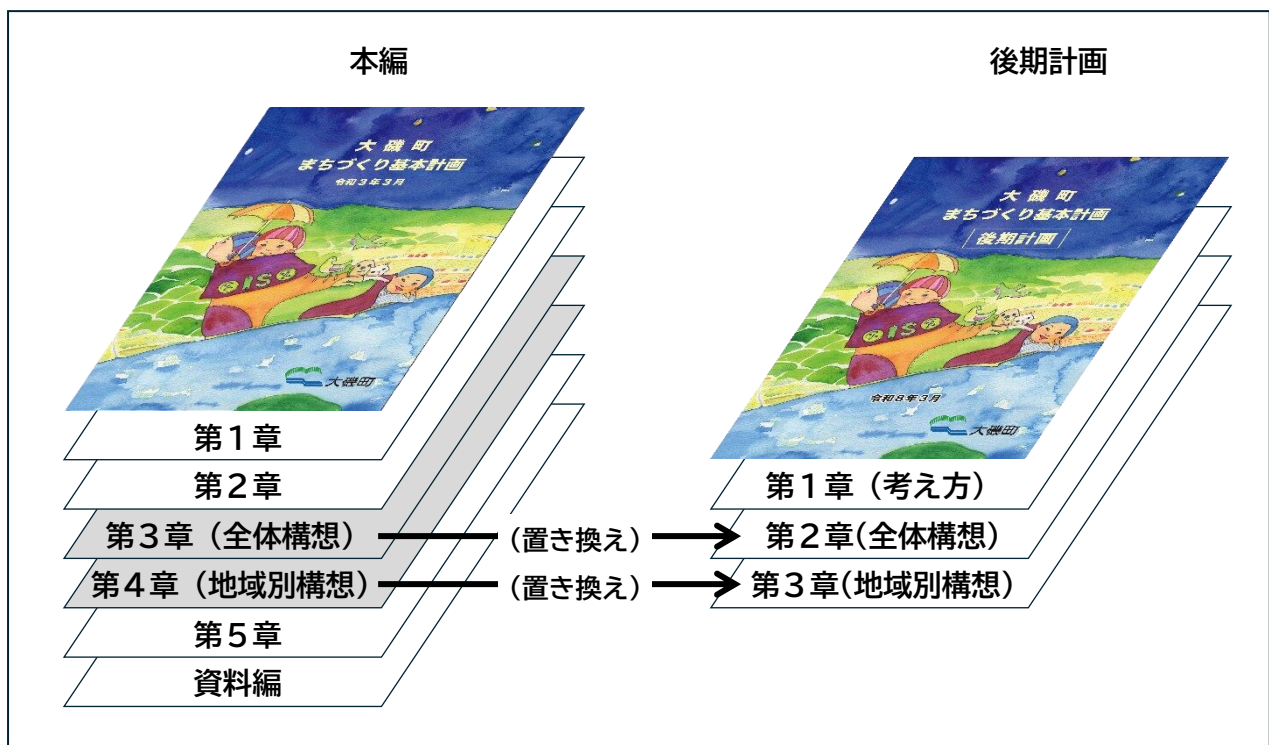
なお、今回の見直し後は、総合計画の見直しと合わせ、令和12年度に次期まちづくり基本計画を策定する予定です。



1-3 まちづくり基本計画の構成

現行の『まちづくり基本計画』(本編)のうち、「第1章 まちづくり基本計画とは」、「第2章 現況と課題」、「第5章 まちづくり基本計画の推進に向けて」及び「資料編」の内容は、現在も変わりません。

一方、「第3章 全体構想」、「第4章 地域別構想」は、一部に追加・変更が加えられています。今回策定する『後期計画』では、わかりやすさを考慮して、見直した内容に加え、本編に記載の内容も再掲します。したがって、計画の構成を図式化すると次の通りとなります。



一体のものとして本町のまちづくりの方向性を示す



1-4 今回の見直しの考え方

まちづくり基本計画は、社会経済情勢の変化等により見直しを行うこととしています。

今回は、人口減少や少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえながら、次の3つの視点により見直しを行います。

I 人口減少の進行抑制に向けた施策の推進

子育て・教育環境の向上、地区計画の活用による市街化調整区域の活性化、空き家等の利活用等、子育て世代を呼び込み、人口減少の進行抑制に向けた施策を推進します。

II 時代の変化に合わせた施策の追加や修正

令和3年にまちづくり基本計画を策定した後の社会経済情勢の変化、関係法令の改正、町民アンケート調査で得られた結果などを踏まえ、時代の変化に合わせた施策の追加や修正を行います。

III より一層安心して快適に暮らし続けることができる魅力的なまちづくりの推進

先人から受け継いだ歴史・文化や自然環境を活かしながら、自然災害等から町民の安全を確保するための対策、市街地と郊外を結ぶ新たな交通ネットワークの構築など、より一層安心して快適に暮らし続けることができる魅力的なまちづくりを推進します。